



労使紛争解決問題実例

相談事項

先日、顧問先に栃木労働局雇用均等室の指導官から電話がありました。
「貴社を退職したパート職員から『紛争解決の申し立て』が出されました。」とのこと。人事担当者はびっくり、パート社員からはすでに退職届が出ており処理済でした。

『申し立て』の取り扱いを説明しますと下記ようになります。

労働局長による紛争解決の援助制度

この制度は、労働者と事業主との間のトラブルを、公平・中立な立場から当事者双方の意見を聴取し、双方の意見を尊重しつつ、問題解決に必要な具体策を提示することでトラブルの解決を図る制度です。提示策は助言・指導・勧告などです。

この制度の対象となる法律は、「男女雇用機会均等法」「育児・介護休業法」「パートタイム労働法」です。



本 事 案 の 内 容

概要と労働者の主張

昨年10月、パート社員の欠勤が続き、後日、「心因反応」という診断書と医療費及び慰謝料の請求が出されました。職場環境が問題視され、セクハラ、パワハラ等が原因とのこと。

人事担当者・社労士としての対応

- ①本人及びその家族からの主張内容についてヒヤリングを実施
- ②職場の管理職者及び社員一人一人に面談を行い実態調査を実施
- ③結果、病気が快復し次第出勤されるよう丁寧に、本人及び家族に伝達
- ④その後、まもなくご本人自筆での「退職届」が提出される。



その後の結果

パート社員から栃木労働局雇用均等室にこの事件を未解決とし、紛争解決の援助の申し立てが出される。

今後の対応

事業主から委任を受けている私の対応としては、

- ①職場においてセクハラ・パワハラの実態は存在していないこと、また、パワハラについては「男女雇用機会均等法」の範疇ではないこと
 - ②解決金の支払いについては考えていないこと
- 等を調停で主張する予定です。

参 考 ま で

本人からの慰謝料等の請求額は、**100 万円を超える額**です。

※栃木労働局雇用均等室における調停は、平成 26 年度はこの 1 件だそうです。

※個別紛争問題は数多く発生しています。紛争になる前にご相談くださいますようお願い致します。

《筆者：所長 鍋島勝子》

お 知 ら せ

当事務所の組織を 4 月から変更する方向で進めております。

(有)鍋島労務管理事務所 ⇒ 「社会保険労務士法人 鍋島事務所」

に変更する予定です。ご迷惑をおかけ致しますが、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

自 然 と の 共 生

終戦 70 年目になるのを機に、第二次世界大戦の足跡を探りたいと思い、先日サイパンに行ってきました。日本統治時代の遺構や太平洋戦争の戦地跡を見て涙が出てしまいました。

人口 5 万人のこの島の収入源は観光で、生活はとても豊かとは思えませんでした。しかし、55 歳から介護のデイサービスが受けられるということです。

日本に住んでいる自分達の生活がいかに恵まれているかを思い知らされました。



慰霊の塔



日本人捕虜が収容されていた刑務所跡



戦争に使用された兵器等



バンザイクリフ

「天皇陛下、万歳」と叫び
日本兵等が身を投じた



わたしのひとこと

新しい年になり、そうこうしているうちに節分を迎えてしまいました。しかし、寒さは依然として厳しいですね。

今年も様々なことがあります。まず、地方議員の選挙、それに公職選挙法の改正も行われる予定です。選挙権年齢を 20 歳から 18 歳に引き下げ、来年の参議院選挙から未成年者も選挙に参加できるようになる見込みです。さて、18 歳の時の自分はどうかっただろうか。判断力もなく、ただ単位を取得するために授業を受け、社会の動きなどどうでもよかったような生活を送っていた・・・気がします。では、今の 18 歳は政治・経済にどれくらい関心があるのだろうか。スマホを片手に器用に自転車に乗っている姿を見る限り選挙に関心があるようには見えないのですが・・・昨年末の衆議院選挙の投票率の低さを考えると 18 歳時での選挙権はどうあるべきか・・・ふと成人式を見て感じました。

また、「イスラム国」によるテロ事件を見ていると、安心して海外旅行にも行けなくなるのかと案じています。

鍋 島 勝 子

企業の経営者の皆様を全力投球で応援致します

鍋島労務管理事務所

〒321-0923 宇都宮市下栗町 2750-2

TEL : 028-635-9752 FAX : 028-635-9298

ホムロウ http://www.n-roumu.co.jp

E-mail : nabeshima@n-roumu.co.jp

